鹿屋市生体認証システム構築業務委託仕様書

１　業務目的

本業務は、市DX推進計画に基づくセキュリティ対策の一環として、職員端末に生体認証機能を導入するもの。これにより、離席時等の情報漏洩リスクを低減してセキュリティを強化するとともに、職員のパスワード管理の負担を軽減して利便性を高め、安全安心な住民サービスの提供に繋げることを目的とする。

２　業務概要

(1) 委託業務名　鹿屋市生体認証システム構築業務
(2) 履行期間　　契約締結日から令和８年３月31日まで
(3) 履行場所　　鹿屋市役所デジタル推進課（鹿屋市共栄町20番1号）

３　委託内容

(1) 本業務の適用範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。

ア 要件定義・設計作業

本システムを構築するにあたり必要となるパラメータやマスタデータ等に関する設計作業を行う。

イ サーバ機器構築作業

生体認証サーバの構築、運用及び保守等で必要となるハードウェア、ミドルウェア等を調達し、サーバの構築を行う。なお、本市は自治体ネットワーク強靭化モデルにおけるαモデルを採用しており、今回構築するネットワークは市の事務を処理するＬＧＷＡＮ系ネットワークとする。

ウ 各種設定等

設計作業に基づき、各パラメータ・マスタデータの設定作業を行う。

エ テスト・検証作業

本システムの構築及び各種設定後の動作検証作業を行う。動作検証は、受託者で本番運用ができることを確認した後、本市業務担当者が操作し本番運用ができることの確認を行う。

オ クライアント端末への展開作業

クラアント端末へのソフト展開作業は本市業務担当者にて実施し、受託者は展開作業における支援を行うものとする。なお、受託者はクライアント端末用の資材及び導入手順書を提供すること。

カ 運用、保守等

本調達で構築するシステムの運用については、受託者が運用・保守サービスを提供することとする。受託者と本市で協議の上、作成する仕様書案に基づき、網羅的に対応した運用サービスを実施すること。

キ その他

本システムの構築に当たり、業務フローの見直し等について、適宜提案し協議を行うこと。

(2) システム要件

ア 本業務を実施するために必要な機器構成を提案し、設置、設定を行うこと 。

イ 職員の生体情報を取扱うえでの情報セキュリティ対策が十分にできていること。

ウ 本システムは、ＬＧＷＡＮ系ネットワークでの構築となるためインターネットを

経由してサービスを提供するシステム形態でないこと。

エ システムのバックアップを定期的に行うこと。

オ システム構築期間中にテスト運用期間を設け、テスト運用の結果を踏まえた設定の変更等の対応ができること。

カ その他システムの機能要件については、別紙「機能要件一覧」を全て満たすこととし、対応困難な場合は、リスクを回避した代替案を提案すること。なお、代替案については、本市が要求項目を十分に満たすものであると判断した場合のみ、対応可能とする。

(3) クライアント端末要件

下記のクライアント環境で動作すること。

区分	種別
ＣＰＵ	CORE i5相当以上
メモリ	8GB以上
ストレージ	SSD:128GB以上
ＯＳ	Windows10 Pro(64bit)※提案時点で動作保証されていること Windows11 Pro(64bit)
ＷＥＢカメラ	内蔵カメラ、外付カメラ

(4) 運用マニュアルの作成と操作研修

ア 運用を含めた操作マニュアルを作成すること。

イ 操作マニュアルは、当市で編集可能な電子データとしても提供すること。

ウ システムの稼働前に、本市業務担当者に対し操作研修を実施すること。

４ スケジュール

時期	内容
令和７年 10 月	契約締結
令和７年 10 月～ 令和８年１月	打合せ
	実施計画書提出
	構築作業の開始
	テスト運用
	システム操作説明
令和８年２月	システム本格稼働
	運用・保守開始

５　運用・保守について

運用・保守サービス内容の決定に当たっては、システムの安定的な運用、継続的な利用、費用の適正化を目的として検討する。なお、運用・保守業務については、令和８年度からの契約を予定している。令和７年度内の運用・保守業務の経費については、本稼働後２か月分（令和８年２月および３月分）とし本契約に含めるものとする。

６　納品成果物

構築業務完了後、成果物として、以下のものを納入すること。

(1) ハードウェア一式（機器、付属品等）
(2) ソフトウェア一式（ソフトウェアライセンス等）
(3) 完成図書一式

完成図書一式は下表のとおりとする。その他、追加で提出が必要な資料等がある場合は、発注者と協議の上、本業務の費用の範囲内で対応可能な範囲で作成に協力すること。成果物の作成に当たっては、テキストベースではなく、業務の流れ図（フロー図）や画面展開ごとのハードコピー、説明項目のマークなどを使用し、視覚的に分かりやすいものとすること。

1　プロジェクト管理	
(1)	工程表
(2)	業務体制図
(3)	作業完了報告書
(4)	課題管理表
(5)	打合せ議事録
2　システム設計	
(1)	システム構成図・ネットワーク構成図
(2)	テスト計画およびテスト結果報告書
3　運用設計	
(1)	運用マニュアル
(2)	クライアント端末展開手順書

7　注意事項

(1) 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めること。
(2) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規程、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。
(3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や、鹿屋市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
(4) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
(5) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
(6) 受託者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、一切委託者に帰属するものとする。
(7) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

8　その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、別途協議するものとする。

機能要件一覧

別紙

No	分類	機能要件
1	認証機能	・多要素認証を基本として、生体認証と任意のパスワードを入力することでWindowsのロック解除ができること。 ・生体情報による認証が拒否された場合の代替認証機能があること。 ・利用者端末は認証サーバとオフライン状態でも認証できること。 ・利用者の変化に合わせた生体認証が可能であること。 ・生体認証を行う場合、なりすましへの対策機能があること。（静脈認証等なりすましのリスクが低いものをのぞく。） ・本市で稼働中のテレワークシステムにて、庁内側設置端末へリモート接続のうえ多要素認証（この場合、生体認証を必須としない）を行い、利用することが可能であること。 テレワークシステム：自治体テレワークシステム for LGWAN（J-LIS提供） ・共有端末での利用に際し、１つのWindowsアカウントを複数の利用者で利用することができること。 ・１つの生体認証ユーザで複数のWindowsアカウントにログインできること。
2	認証機器	・顔認証を導入する場合、クライアント端末内蔵のカメラを利用できるほか、外付けカメラでの認証も可能であること。 ・顔認証を導入する場合、外付カメラはUSB-TypeAで動作すること。 ・顔認証システム以外の生体認証を導入し、外付けデバイスが必要な場合はパソコンの導入台数分（1200個）準備すること。
3	ログ管理	・管理者にて認証ログを確認するための機能があること。（ブラウザや管理コンソール等） ・ユーザ単位での認証成功/失敗時のログが参照でき、その認証日時がわかること。 ・利用者ログは、Windowsの共有アカウントを利用したログオン操作に関して、認証したユーザを特定できること。 ・利用者端末から認証サーバへのログ送信データは暗号化されていること。
4	運用管理	・生体情報を登録できる人数は1200名であること。 ・ユーザ情報をCSV等一括して生体認証サーバへ登録できること。 ・顔認証を導入する場合、利用者の顔写真データを一括で登録できること。 ・生体情報の登録は、利用者端末上で利用者本人の操作で登録ができること。 ・生体情報は万が一漏洩しても元の生体情報を復元することができない状態で保存されていること。 ・オフライン環境下で生体認証を行う場合、その有効期間を設定することが可能であること。 ・保守業務期間中においてシステムの性能低下が発生せず、また機器の増設や増強が必要のないハードウェア構成であること。 ・サーバ機器等のサポートは、運用開始から少なくとも５年はあること。 ・万が一生体認証システムに障害が発生し、認証機能が停止した場合でも継続して業務が行えることが想定されていること。 ・雷等による瞬電によりサーバが停止しないようUPS等による対策ができていること。 ・利用者端末へのクライアントソフトの展開に関して、サイレントインストールが可能であること。 ・利用者端末へ展開したクライアントソフトは管理者によるサイレントアンインストール可能であること。